

○草加市介護保険条例

平成12年3月28日

条例第17号

改正 平成12年12月21日条例第37号

平成14年3月27日条例第14号

平成14年12月20日条例第42号

平成15年3月26日条例第8号

平成18年3月24日条例第20号

平成20年3月18日条例第9号

平成21年3月13日条例第8号

平成21年12月17日条例第39号

平成24年3月19日条例第13号

平成25年9月20日条例第23号

平成27年3月23日条例第9号

平成27年4月10日条例第20号

平成27年12月16日条例第35号

平成28年12月12日条例第26号

平成30年3月20日条例第10号

平成30年6月21日条例第24号

平成31年4月22日条例第23号

目次

第1章 草加市が行う介護保険（第1条）

第2章 介護認定審査会（第2条—第3条）

第3章 保険料（第4条—第12条）

第4章 罰則（第13条—第17条）

附則

第1章 草加市が行う介護保険

（草加市が行う介護保険）

第1条 草加市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条 草加市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、50人とする。

(平27条例9・一部改正)

(委員の任期)

第2条の2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。

(平28条例26・追加)

(委任)

第3条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 保険料

(保険料率)

第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 29,820円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 39,960円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 44,730円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 51,890円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 59,650円
- (6) 次のいずれかに該当する者 71,580円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「税法」という。）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 77,540 円

ア 合計所得金額が 2,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 9 号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 89,470 円

ア 合計所得金額が 3,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 101,400 円

ア 合計所得金額が 4,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 110,350 円

ア 合計所得金額が 5,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 119,300円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,360円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,500円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、43,240円とする。

(平15条例8・平18条例20・平21条例8・平24条例13・平27条例9・平27条例20・平28条例26・平30条例10・平30条例24・平31条例23・一部改正)

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から同月31日まで

第8期 翌年の1月4日から同月31日まで

第9期 翌年の2月1日から同月末日まで

2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(平 1 4 条例 4 2 ・ 一部改正)

(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第 6 条 保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を取得した場合における当該第 1 号被保険者に係る保険料の額の算定は、第 1 号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を喪失した場合における当該第 1 号被保険者に係る保険料の額の算定は、第 1 号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ、第 8 号ロ又は第 9 号ロに該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第 3 9 条第 1 項第 1 号から第 9 号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 前 3 項の規定により算定された当該年度における保険料の額に 1 0 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(平 1 8 条例 2 0 ・ 平 2 1 条例 8 ・ 平 2 4 条例 1 3 ・ 平 2 7 条例 9 ・ 一部改正)

(保険料の額の通知)

第 7 条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第 1 号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

第 8 条 削除

(平 1 2 条例 3 7)

(延滞金)

第 9 条 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 3 2 条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年 1 4 . 6 パーセント（当該納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については、年 7 . 3 パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(平12条例37・平21条例39・一部改正)

(保険料の徴収猶予)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、減免を受けようとする月以降に最初に到来する納期限（災害その他やむを得ない事情により、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認める場合は、市長が定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額

(3) 減免を必要とする理由

3 特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については、前項の規定を準用する。

4 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（平12条例37・平14条例14・平18条例20・平27条例35・一部改正）

（保険料に関する申告）

第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなけ

ればならない。ただし、当該被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき税法第317条の2第1項の申告書（当該被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のすべてが税法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、税法第317条の6第1項又は第4項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

（平24条例13・一部改正）

第4章 罰則

第13条 市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第14条 市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し100,000円以下の過料を科する。

（平18条例20・一部改正）

第15条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

（平30条例10・一部改正）

第16条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他この条例の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第17条 第13条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第13条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則（平成 12 年条例第 17 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 12 年度及び平成 13 年度における保険料率の特例）

第 2 条 平成 12 年度における保険料率は、第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 3, 627 円
- (2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 5, 441 円
- (3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 7, 254 円
- (4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 9, 068 円
- (5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 10, 881 円

2 平成 13 年度における保険料率は、第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 10, 881 円
- (2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 16, 322 円
- (3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 21, 762 円
- (4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 27, 203 円
- (5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 32, 643 円

第 3 条 平成 12 年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第 1 期 10 月 1 日から同月 31 日まで

第 2 期 11 月 1 日から同月 30 日まで

第 3 期 12 月 1 日から同月 25 日まで

第 4 期 翌年の 1 月 4 日から同月 31 日まで

第 5 期 翌年の 2 月 1 日から同月末日まで

2 平成 12 年度において第 5 条第 2 項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「10 月 1 日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

3 平成 13 年度においては、10 月から 3 月までの納期に納付すべき保険料の額は、4 月から 9 月までの納期に納付すべき保険料の額に 2 を乗じて得た額とすることを基本と

する。

(平成12年度及び平成13年度における普通徴収の特例)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(次条において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算

額

- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合

適用年」という。) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

(平 25 条例 23・一部改正)

(草加市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第 7 条 草加市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成 11 年条例第 22 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第 8 条 この条例の施行の際旧条例の規定による審査及び判定は、この条例による審査及び判定とみなす。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第 9 条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)附則第 14 条の規定により、法第 115 条の 4 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は当該体制整備等を行うものとし、同年 4 月 1 日から当該事業を行うものとする。

(平 27 条例 9・追加)

附 則(平成 12 年条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 8 条の規定及び第 9 条ただし書の規定は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 14 年条例第 14 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年条例第 42 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の草加市介護保険条例の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料について適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年条例第20号)

改正 平成20年3月18日条例第9号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の草加市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、新条例第4条第1号に該当するもの 28,037円
- (2) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 28,037円
- (3) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 35,259円
- (4) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条

第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1号に該当するもの 31,860円

(5) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 31,860円

(6) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 38,657円

(7) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの 45,879円

4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第1号に該当するもの 35,259円

(2) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 35,259円

(3) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 38,657円

(4) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年

度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1号に該当するもの 42, 480円

(5) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 42, 480円

(6) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 45, 879円

(7) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの 49, 277円

（平成20年度における保険料率の特例）

5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の平成18年介護保険法等改正令（以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第1号に該当するもの 35, 259円

(2) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 35, 259円

(3) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 38, 657円

(4) 新条例第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1号に該当するもの 42,480円

(5) 新条例第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 42,480円

(6) 新条例第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 45,879円

(7) 新条例第4条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの 49,277円

（平成20条例9・追加）

附 則（平成20年条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の草加市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する

第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、38,347円とする。

4 平成21年度から平成23年度までにおける保険料率は、新条例第4条第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新条例第4条第1項第1号に掲げる者 21,240円

(2) 新条例第4条第1項第2号に掲げる者 21,240円

(3) 新条例第4条第1項第3号に掲げる者 31,860円

(4) 新条例第4条第1項第4号に掲げる者 42,480円

(5) 新条例第4条第1項第5号に掲げる者 48,003円

(6) 新条例第4条第1項第6号に掲げる者 53,100円

(7) 新条例第4条第1項第7号に掲げる者 63,720円

(8) 令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する者 36,958円

附 則 (平成21年条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の草加市介護保険条例第9条第1項及び第2条の規定による改正後の草加市後期高齢者医療に関する条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する介護保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料(以下「保険料」という。)に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の草加市介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

- 3 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、34,570円とする。
- 4 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、44,890円とする。

附 則(平成25年条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の草加市後期高齢者医療に関する条例第5条第1項及び附則第3条並びに第2条の規定による改正後の草加市介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の草加市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の草加市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第35号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 26 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた草加市介護認定審査会の委員の任命に係る当該委員の任期については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年条例第 10 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の草加市介護保険条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年条例第 24 号）

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年条例第 23 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の草加市介護保険条例の規定は、施行日の属する年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。